

1. 禁煙支援体制整備事業

1) 禁煙支援ツールの提供

①禁煙支援リーフレット

禁煙を希望する人が禁煙できるよう支援するためのツールとして、平成26年度にリーフレットを作成。市町村や医療機関等の関係機関へ配布し、禁煙支援している。
令和5年度に内容を更新し市町村・関係機関等へ配布

【市町村】普及啓発のイベントや市町村の特定健診やがん検診等で配布
令和6年度 29市町村

<参考>

平成28年度	18市町村	平成29年度	30市町村
平成30年度	29市町村	令和元年度	30市町村
令和2年度	25市町村	令和3年度	29市町村
令和4年度	27市町村	令和5年度	28市町村



【医療機関等】診療や薬局窓口での対応時に配布
令和5年度～令和6年度 のべ168機関 14,580部

②奈良県インターネット禁煙マラソン

③ホームページ等を活用した禁煙支援ツールの情報提供

2) 禁煙支援アドバイザー研修会

日時：令和6年11月5日 参加者29名
11月26日 参加者21名
計50名参加（内訳：薬剤師37名、行政機関12名、薬剤師会1名）
場所：薬業会館 三階 大会議室
講師：京都大学大学院 社会健康医学専攻 健康情報学
特任教授 高橋 裕子先生
内容：講演「薬剤師に必要な明日から役立つ禁煙支援の知識」



3) 禁煙支援協力薬局の登録・普及

登録薬局数：53カ所（R6.12現在）（参考：令和5年度末63ヶ所）
相談実績：令和5年度 5薬局 17名（参考：令和4年度 7薬局 30名）
・相談実績の集計結果<資料3-2のとおり>



2. たばこ対策市町村定着促進事業

1) 市町村へのたばこ対策支援

①県・市町村庁舎・議会棟・公用車の禁煙実施状況調査

39市町村及び県担当課を対象に調査を実施
 <調査結果については資料3-3のとおり>

②禁煙、受動喫煙防止の普及啓発（世界禁煙デー）

疾病対策課：ポスターを関係機関・庁内関係課・禁煙支協力薬局へ配布
 SNS・デジタルサイネージ・広報誌を活用した啓発
 啓発ティッシュを作成し、禁煙デーにあわせた普及啓発
 保健所：庁舎職員への啓発物品の配布、禁煙に関する情報提供

実施日時	場所	実施機関	備考
令和6年 5月31日（金） 10:00~12:00	ディアーズコープ たつたがわ (生駒郡平群町椿井734-1)	平群町 郡山保健所	食育普及月間・歯と口の健康週間に関する啓発も同時実施
令和6年 5月31日（金） 9:30~12:00	スーパーおくやま新町店 (田原本町新町5-1)	田原本町 中和保健所	食育普及月間・歯と口の健康週間に関する啓発も同時実施
令和6年 5月31日（金） 15:00~16:00	ライフ大淀店 (大淀町土田243-1)	大淀町 吉野保健所	食育普及月間イベントと同時実施

世界禁煙デー

5月31日（金）

喫煙はあらゆるがんの原因となります。

一人でも悩まず
禁煙外来を
活用すると4~6倍
成功率が高まります。

奈良県 禁煙お役立ち情報

検索

禁煙して健康を取り戻しませんか？

禁煙に手遅れはありません！
 まずは、医療機関や薬局に
 相談しましょう！

奈良県 禁煙

検索

奈良県でもなくそう！
 望まない受動喫煙

様々な施設で、「原則屋内禁煙」は義務になっています。

奈良県

禁煙して心身の健康を取り戻しましょう！

5/31は世界禁煙デー！ 5/31~6/6は禁煙週間です！

この機会に禁煙しませんか？

一般的に、禁煙治療は5回（12週間）の診察で完了します！

禁煙補助薬を使うことにより、無理なく禁煙することができます。

加熱式たばこは、たばこ葉を使用するためニコチンを含む有害物質が発生します。
 ※紙巻きたばこから加熱式たばこへ切り替えても禁煙にはなりません。

「今さらやめようがない」と思いませんか？

長年喫煙していても、たばこをやめれば健康は取り戻せます！

ステップ①

48時間後に
体内のニコチンが
ゼロになります。

ステップ②

3か月を過ぎれば
咳や息切れなどが
改善されていきます。

ステップ③

10年後に心臓発作
が起きるリスクがたば
こを吸わない人と変わ
らなくなります。

禁煙外来を活用して上手に禁煙しましょう！

わが国における15歳以上の喫煙者の数
 男女別（2019年）上5位

禁煙治療を完了した方の78.5%が、治療完了時に禁煙に成功しています。

禁煙に手遅れはありません。
 まずは、医療機関や薬局に相談しましょう！

奈良県 禁煙

検索

2) 市町村たばこ対策分析評価

喫煙率低下と禁煙支援体制の充実を図るため、市町村が継続したたばこ対策事業を実施できるよう各保健所が管内市町村のたばこ対策の取組及び禁煙支援体制を分析・評価し、市町村に対して助言等の支援を行う。また、効果的な禁煙支援の取組を行うことを目的に保健所が市町村に対して技術的支援を行う。

<ライフステージに応じた禁煙スタートアップ講習会 実績>

実施日時	内容	実施機関
令和6年 11月26日 14:00~16:00	住民等を対象に講演会（高橋裕子先生）と個別禁煙相談を実施。	郡山保健所 安堵町
令和6年 10月26日 27日 10:00~15:00	「うだ産フェスタ」にて、パネル展示や体験コーナー等の普及啓発及び個別相談を実施。 500名に啓発物品配布、体験コーナーにて一酸化炭素濃度測定を117名に実施。（うち喫煙者23名に個別禁煙相談を実施）	中和保健所 宇陀市
令和7年 1月28日 13:30~15:00	事業所の従業員及び管理職を対象に、講演会（高橋裕子先生）を実施。事業所の取組みについて講師からアドバイスを実施。 ※参加者36名	中和保健所 川西町
令和6年 6月16日 9:45~11:50	東吉野村の小学校の児童・保護者・教職員を対象に、講演会（高橋裕子先生）と個別禁煙相談を実施。 ※参加者56名（内訳：児童25名、保護者19名、教職員12名） （うち2名に個別禁煙相談を実施）	吉野保健所 東吉野村

<市町村たばこ対策分析評価 実績>

保健所	実施日時	会議名	内容
郡山	令和7年 3月3日 (月)	市町村たばこ対策分析評価 (がん予防対策推進検討会と合同実施)	● 保健所からの情報提供 ● 意見交換 ● 「今後実施したいたばこ対策と他市町村のたばこ対策事業について」 ● アンケート結果の説明 ● 市町村の取組について
中和	令和7年 3月5日 (水)	市町村たばこ対策分析評価検討会	● 保健所からの情報提供 中和保健所管内の状況と禁煙支援の取組について ● 市町村からの取組報告 『イベントの機会を活用した啓発及び個別支援について』
吉野	令和7年 2月21日 (金)	たばこ対策推進連絡会 (健康づくり推進会議と合同実施)	● 保健所からの情報提供 ● たばこ対策の好事例取組報告 ● ライフステージに応じた禁煙スタートアップ講習会報告 ● 各市町村地域診断（たばこ関連）データから見える課題や対策についてグループワーク、意見交換

3) 禁煙支援対策（COPD）について

近年増加しているCOPDの認知度を向上させ、医療機関への受診により早期発見・早期治療を目指し、啓発活動の実施。<【資料4】のとおり>

3. 20歳未満の者の喫煙防止対策事業

1) 20歳未満の者の禁煙支援相談窓口

平成25年度に学校からの児童・生徒の禁煙に関する相談を受ける窓口を県内の各保健所に設置。学校から相談を受けた保健所は医療機関と連携のもと喫煙している児童・生徒の禁煙支援および学校における禁煙支援体制の構築に向けた支援を実施。

◆令和6年度実績（R7年3月1日時点） 相談人数：2名

<参考>

平成25～平成30年度 計45名

令和元年度 1名 令和2年度 0名 令和3年度 1名

令和4年度 3名 令和5年度 1名

2) 学校での喫煙防止対策研修会及び事業周知

①令和6年度奈良県中学校・高等学校等生徒指導連絡協議会での事業説明

日時：令和6年10月15日

場所：県立教育研究所

内容：20歳未満の者の禁煙支援相談事業について事業説明を実施。

②がん教育及び喫煙防止教育に関する研修会

教育委員会と連携し、学校（小・中・高）の生徒、職員（養護教諭、保健の教諭、生徒指導担当者等）を対象に喫煙防止の啓発を図るとともに、関わりの深い「がん」についての知識を普及し、相談技術の提供、取組事例や好事例の紹介、20歳未満の者の禁煙支援相談窓口のPR等を内容とした研修会や講演会を実施する。（教育委員会 体育健康課と共催）

日時：令和7年2月7日 13:30～16:40

内容：講演「学校におけるがん教育の進め方」

佐賀大学医学部 助教（医師）西 眞範 氏

講演「学校における喫煙防止教育の必要性について～心と体の健康のために～」

京都大学大学院 社会健康医学専攻 健康情報学 特任教授 高橋 裕子先生

参加者：67名

（内訳）教育関係：48名

外部講師：2名

行政（保健所・市町村）：17名

4. 受動喫煙防止対策普及啓発事業

1) 県民・関係機関・事業所・飲食店等への普及啓発

「健康増進法の一部を改正する法律」の趣旨や必要となる対策等、受動喫煙防止について普及啓発となるよう県民や関係機関に広く周知。

<資料3-4のとおり>

5. 受動喫煙防止対策相談支援事業

「健康増進法の一部を改正する法律」の施行により、令和元年度より各保健所に受動喫煙防止対策に関する相談窓口を設置し、県民及び事業所等へ受動喫煙に関する情報提供を実施するとともに、各事業所が適切な対策を講じることができるよう情報提供及び相談対応を行う。

1) 相談窓口の設置

- ①改正健康増進法に関する対応手引（受動喫煙防止業務用）をもとに、各保健所での相談・義務違反对応を実施
 - ②県・保健所にて相談・義務違反時の対応
- <資料3-5のとおり>

2) 計測機器等により現地確認

- ・随時、義務違反時の対応の際に活用。

